

日銀市第166号
2022年9月26日

金融調節等入札連絡事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(金融調節等入札連絡事務)」の一部改正等に関する件

日本銀行の金融調節等取引に関しては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「日本銀行金融ネットワークシステムにおけるコンピュータ接続の対象電文追加にかかる対応完了のお知らせおよび自宅等のリモート環境からコンピュータ接続システムに電文の送受信指示等を行う場合の留意事項について」にてご連絡しましたとおり、「入札要項通知」等を日本銀行金融ネットワークシステムのコンピュータ接続の対象電文としたことに伴い、下記1. から3. までのとおり取扱うこととしましたので、通知します。

記

1. 金融調節等入札連絡事務用の端末認証装置を利用した金融調節等取引の入札について、「金融調節等取引にかかる「入札要項通知」の受信確認に関する取扱いについて」(2020年4月9日付日銀市第71号)に基づく一時的な措置を恒久化し、今後も、「入札要項通知」を受信した対象先が金融調節等取引の入札に応募しない場合には、同装置を利用した端末接続および「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信を不要とすること。
2. コンピュータ接続を利用した金融調節等取引の入札について、「入札要項通知」を受信した対象先が金融調節等取引の入札に応募しない場合には、「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信を不要とすること。

3. 1. および2. に伴い、標記規程を別紙のとおり一部改正し、本日から実施すること。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」
中一部改正

- 目次中、第1編7. および8. を横線のとおり改める。

7. 入札…………… 1-16

略（不変）

（3）「応募通知」の送信（オンライン応募）…………… 1-~~23~~24

略（不変）

（5）「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信（「募入決定通知」を受信した旨の送信）（応募先のみ）…………… 1-~~36~~37

（6）日銀手形売出の場合の「売出手形取扱（保護預り）通知書」のファクシミリ送信
…………… 1-~~36~~37

8. 日銀ネット障害時等の取扱い…………… 1-~~37~~38

- 第1編4. を横線のとおり改める。

4. 事務の概要等

~~対象先は、毎営業日、金融調節等入札連絡事務用の端末認証装置を利用して端末接続を行い、常時、同事務に関する電文の送受信が行える状態を確保しておくようにしてください。~~

~~また、日銀ネットを利用して金融調節等入札連絡事務を行う場合の事務の概要は以下のとおりです。なお、日本銀行が入札実施決定者である金融調節等取引のタイムテーブルは、日本銀行のホームページに掲載しています（ただし、当該タイムテーブルとは異なるタイムテーブルによる場合もあります。）。~~

略（不変）

- ② 対象先は、「入札要項通知」を受信したことを確認のうえ、入札に応募する場合には、所定の端末操作手順（業務処理区分コード 411101）により、「入札要項通知・募入決定通知受信」を日本銀行に送信します。

以下略（不変）

- 第1編7.（2）を横線のとおり改める。

- （2）「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信（「入札要項通知」を受信した旨の送信）

略（不変）

金融調節等入札連絡事務を円滑に運営していくためには、~~総ての~~対象先が「入札要項通知」を受信したことを、日本銀行において迅速に確認する必要がありますので、「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信は、「入札要項通知」受信後、直ちに行ってください^{（注2）}。

（注1）「入札要項通知・募入決定通知受信」の入力は権限者1鑑方式により行います。このため、オペレータが「入札要項通知」の出力を行っても、「入札要項通知・募入決定通知受信」を送信することができませんので、誤って、オペレータが「入札要項通知」の出力を行った場合には、入力画面の~~キャンセル~~ボタンを押してください。その後、「入札要項通知・募入決定通知受信」の権限範囲が登録された送信権限者がサインオンを行い、未出力電文一覧または受信電文一覧から「入札要項通知・募入決定通知受信」の入力画面を再度表示したうえで、通知受信の旨の入力を速やかに行ってください。

（注2）~~ただし、日銀国債売現先（国債補完供給）において、6.（6）に規定する「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望に関する願書」を対象先から受信したことに基づいて日本銀行が入札を実施する場合には、当該希望通知を日本銀行に送信していない対象先は、「入札要項通知・募入決定通知受信」を送信する必要はありません。~~対象先が入札に応募しない場合には、「入札要項通知・募入決定通知受信」の送信を要しませんが、入札に応募する場合には、必ず「入札要項通知・募入決定通知受信」を送信する必要があります。

要項通知・募入決定通知受信」の送信を行わずに、「応募通知」を送信することはできません。